
第3回 日吉津村議会定例会会議録（第3日）

令和4年9月12日（月曜日）

議事日程（第3号）

令和4年9月12日 午前9時00分開議

- 日程第1 議案の撤回について
- 日程第2 議案第34号 日吉津村長の給与の減額に関する条例
- 日程第3 議案第35号 日吉津村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第37号 令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1回）
- 日程第5 議案第38号 令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）
- 日程第6 議案第39号 令和4年度日吉津村下水道事業会計補正予算（第1回）
- 日程第7 議案第40号 令和3年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第41号 令和3年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第42号 令和3年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第43号 令和3年度日吉津村下水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第11 議案第44号 日吉津村教育委員会委員の任命について
- 追加
- 日程第1 議案第45号 令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第5回）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案の撤回について
- 日程第2 議案第34号 日吉津村長の給与の減額に関する条例
- 日程第3 議案第35号 日吉津村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第37号 令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1回）
- 日程第5 議案第38号 令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計

補正予算（第1回）

- 日程第6 議案第39号 令和4年度日吉津村下水道事業会計補正予算（第1回）
- 日程第7 議案第40号 令和3年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第41号 令和3年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第42号 令和3年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第43号 令和3年度日吉津村下水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第11 議案第44号 日吉津村教育委員会委員の任命について
追加
- 日程第1 議案第45号 令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第5回）
-

出席議員（10名）

1番	長谷川	康弘	2番	井藤	稔
3番	橋井	満義	4番	三島	尋子
5番	松本	二三子	6番	河中	博子
7番	前田	昇	8番	松田	悦郎
9番	加藤	修	10番	山路	有

欠席議員（なし）

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 小乾敬介 書記 森下 瞳

説明のため出席した者の職氏名

村長 中田達彦 総務課長 小原義人
総合政策課長 福井真一 住民課長 矢野孝志
福祉保健課長 橋田和久 建設産業課長 益田英則
教育長 井田博之 教育課長 横田威開
会計管理者 景山美穂

午前9時00分 開議

○議長（山路 有君） みなさんおはようございます。ただいまから、令和4年9月第3回定例会本会議3日目、議案質疑を行います。議員の皆様には、連日村の事業、委員会等にご参加いただいております。ご苦労様です。

ここで、本日これより会議となります議案質疑の在り方について、少し時間をいただきます。議員各位もご存知のとおり、標準町村議会会議規則同委員会条例で定めているところではありますが、1点目として、同一議案について1議員3回を超えることはできないと定めております。ただし、議長の許可を得たときはこの限りではないとしております。2点目として、あくまでも上程議案についての疑問点を問う場であり、よって、個人の意見を述べることはできないと定めております。

この場合の意見は、討論の段階で述べる賛成討論の意見となります。しかしながら、個人の意見を述べないと質疑の意味をなさないようなものまで禁止するものではないと定めております。

以上が質疑をする場合、特に注意するところでもあります。決して議員各位の質疑、発言を制限するものではないこともご理解願いたいと思います。なお、個人見解による質疑に入られた場合は、その判断は議長で行います。また質疑においては、簡潔明瞭をお願いいたします。それでは本日の会議に入ります。

ただ今の出席議員は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 議案の撤回について

○議長（山路 有君） 日程第1、議案の撤回についてを議題とします。本定例会に提案された議案について、お手元に配布した文書のとおり、村長から撤回の申し出がありました。撤回理由等について、村長の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま開催中の、令和4年第3回日吉津村議会定例会9月議会に上程しております、議案第36号令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第5回）につきましては、歳出予算の財源内訳と給与費明細に誤りがあったことが判明しましたので、これを撤回させていただくものでございます。

なお、本議案の補正予算につきましては、あやまりを訂正し、再提案させていただきたいと考えております。議案第36号の撤回の説明とさせていただきますので、よろしくご審議、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山路 有君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。お諮りいたします。村長からのお申し出のとおり、議案を撤回することに賛成の方の起立を求めま

す。

[起立多数]

- 議長（山路 有君） 起立多数と認めます。したがって議案第 36 号の撤回については、村長からの申し出のとおり、承認されました。

日程第 2 議案第 34 号

- 議長（山路 有君） 日程第 2、議案第 34 号日吉津村長の給与の減額に関する条例を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

前田議員。

- 議員（7 番 前田 昇君） 7 番、前田です。今回のあの減額については、村長の判断で、あのされるものだろうというふうに思っておりますが、あのこの内容についての確認をしたいことがあります。1 ヶ月間 10 分の 10 減額ということで、あの伺いたいのはですね、あの 10 分の 10 の減額ってのは、これはかなりまああの一般的には思い、あつごめんなさい。100 分の 10 ですね、100 分の 10 を 10 パーセント減額っていうのは、あのかなり多い減額だろうと、通常はこれ以上は普通はないんじゃないかと思うんですけど、その 100 分の 10 という減額、で一方ですね、1 ヶ月間というのは、まああの最低のあの 1 ヶ月ということでありまして、この辺りの 1 ヶ月間は短期間、100 分の 10 っていうのはかなり大きい。まこの辺のバランスにおいて、基準といいますかですね、どのように判断されたのかあの伺いたいなと思います。よろしく願いします。

- 議長（山路 有君） 中田村長。

- 村長（中田 達彦君） はい、村長でございます。あのこちらにつきまして、明確な基準というものはございませんけれども、この度の案件に対します管理監督責任ということで 100 分の 10 というような、割合にさせていただき、そして 1 ヶ月というところの期間にさせていただいております。まああのこれは総合的なところ勘案しまして、提案をさせていただいているものでございますので、ご理解をいただければと思います。以上でございます。

- 議長（山路 有君） 前田議員。

- 議員（7 番 前田 昇君） 村長の判断ではありますが、基本的にはある程度の目安といいますかね、あの期間とそれから減額する額、その辺りはあの整理されていた方がいいんじゃないかと、これは結局職員に対する処分の際にも基準になるんじゃないかと思っておりますので、あの意見・要望になるかも知れませんが、そういった観点で、今後も、検討いただいたらというふうに思います。以上です。

- 議長（山路 有君） 答弁はよろしいですか。はい。他に質疑ありませんか。

井藤議員。

- 議員（2 番 井藤 稔君） このあの要は村長が村長を懲戒処分にされるという形

になりますよね。これはその決定内容については、どこかに協議される部分があるんでしょうか。それから2点目が、6月会計処理の段階では議会報告は無理だったんでしょうか。会計的な処理が4月になされたんでしょうか。気が付かれたのが4月で6月が会計処理だったんでしょうか。確かそうだったと思います。その2点、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。この度村長の給与の減額に関する条例というのを提案させていただきまして、これをご審議いただき、ご承認をいただきたいというものでございました。村長の紹介というのでは少しあのニュアンスが違っているものだと認識をしています。

次の質問で、6月議会での時に報告ができなかったかということですがけれども、確かに4月に、事案自体は発覚をしたわけでございまして、それに対する決算処理並びに税務署への申告であるとか、納付であるとかという処理のまだ途中であったものですから、まだその税額も確定をしないというような状況であり、その段階でどういった対応すべきかというのが、まだ明確に決まってない、決めれない状況でありましたので、これが一旦全部が、税務署関係のかたについてからですね、これは対応、検討してご報告をさせていただくというような判断に至ったものでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（2番 井藤 稔君） わかりました。要は議決で今回、条例改正ですか、条例改正で、例えばあの下の部下の職員のかたであれば、懲戒処分の決定文書が、交付されたりということがあるんじゃないかと思えますけれども、この議決だけで終わりになるんでしょうか。それでもう後はないんでしょうかということですか。

それと、まあ一番いいのは、また再び同じようなことがあればいけんという気持ちがありますし、あの本村の場合の後に、約1ヵ月後ぐらいだったでしょうか、伯耆町の方でもありましたですね。同じようなあの取り扱いで懲戒処分の事例があったと思えますけれども、やはり改善策を施していただいて、ないのが一番いいんだろうと思えますし、職員の方もいつまでも引っ張ってるようじゃいけません。

そういう点で、改善策を先般もちょっとお聞きしたとこなんですけれども、何が問題であって、どこをどのように改善されたんか、それは職員の方には徹底されたんでしょうか。この辺りを少しお聞きしたいと思います。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。懲戒に関わるいわゆる公表に関しての1点目ご質問だったかと思えます。2点目は総務課長の方からの回答をさせます。

職員の方につきましては、8月の中旬にですね処分をさせていただきまして、そして報道の方にも提供させていただいたわけでございます。今回の給与の減額に関する条例につきましては、この議会という公の場でご議論いただいて決定いただくも

のでございますので、改めてこれがあの議決になったからといって、別途、公表ということは考えておりませんで、その議決に基づきまして、事務処理的に今度は、1月分の給料の減額というのを行わせていただくというような流れになろうかと考えております。

2点目の再発防止等々につきましては、総務課長の方から答弁をさせます。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 井藤議員のご質問にお答えします。今回上程しているのは村長の給与ということでございますが、もちろん、当事者の処分につきましては審査会を開きまして、十分に検討した上で結論を出させていただいております。その出た結論に対しましては、処分書を説明のもと手渡したり、辞令を村長から交付したりということの手続きは行なっております。

それで再発の防止策につきましては、以前もご説明したことがあるかも知れませんが、大きく3点考えております。チェック体制の強化・徹底、それから4マニュアルの作成、それから全職員に対するコンプライアンス研修の実施といったものを3本柱で考えています。

チェック体制の強化・徹底ということでは、やはり日吉津村という小さな自治体で、一人の担当が沢山の業務を抱えております。それが、一人で全て完結するのではなくて、その間に複数人のチェックできるようなやり方ができないかということで、この再発防止策につきましては、課長会でも議論をいたしまして、どんなことが具体的にできるんだろうかというようなことで、具体性を持った取り組みを考えていきたいなというふうに思っています。

それからマニュアルにつきましては、一担当が持っていた業務が、次々、人事異動で新しい人に次変わって行きます。その時に、しっかりしたマニュアルがあれば、それを見れば、次の人もミスなく、漏洩なく業務が遂行できるということが考えられますので、そういったマニュアルをしっかり使っていきたいなふうに思っています。

それからコンプライアンス研修ですが、これは今改めて言うまでもないんですけども、日常の業務に対する心構えですとか、やはり法律的なものもしっかりと押さえておく必要があるということで、これにつきましては、今月、全職員を対象に実施するようにしております。以上のような再発防止策を考えているところでございます。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（2番 井藤 稔君） ともあれやっぱり、職場は明るい方が一番いいと思いますので、一つ明るいそしていきいきとした職場、自然にそういうようないろんなことが防止できるような、是非職場にさせていただけたらと思います。これはあの希望であります。

○議長（山路 有君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で議案第 34 号の質疑を終わります。

日程第 3 議案第 35 号

○議長（山路 有君） 日程第 3、議案第 35 号日吉津村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

前田議員。

○議員（7 番 前田 昇君） 7 番、前田です。説明資料の中に概要が 3 点挙げられておりまして、あるいは少し説明を受けたのかも知れませんが、あの育児休業の取得回数制限の緩和等ということであって、これは条例の改正案でいうと、10 条の部分休業みたいな所なのかなと思うんですが、これは非常勤職員でない全職員に対しての緩和ということだろうと思います。その辺の確認をいただきたいです。

それから二つは非常勤職員の点であります、一つ目はその育休の取得要件の緩和ってありまして、二つ目は育休の取得の柔軟化ってあります。まあこの辺の、いろいろな点があるかも知れませんが、まあ参考までにどういったところが緩和で、どういったところが柔軟化になったのかっていうところを、補足をいただきたいなと思います。

それからあのこのようにですね、まあ非常勤職員さんにいろいろな業務を負っていただく部分が大きくなっておりまして、その待遇改善ということでは、いいと思ってるんですが、該当のですね、非常勤職員さんに、いわゆる制度が変わった時に何かペーパーのような形でとか、説明の場があるとかですね、そういった配慮が、場合にもよるかと思いますが、あるのかっていうことを伺いたいということです。以上、4 点ですね。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 前田議員のご質問にお答えします。まず、今回の取得回数制限の緩和ということなんですが、こちらにつきましては常勤、非常勤とも育児休業はこれまで原則 1 回だったものが、2 回になるということで全職員でございます。

それから、非常勤職員の今回は育児休業を取りやすくするための改正というところが主な点になりますが、まず、その緩和という部分では、これは非常勤職員の子の出生後 8 週間以内の育児休業の取得要件の緩和ということになります。8 週間以内の育児休業の取得の緩和ということで、いわゆる産後パパ育休というところになります。そちらの取得要件が、この勤務されてる方が今までは子供さんが 1 歳 6 ヶ月になる迄働いてないと取れませんでしたよというところが、この度、この出生日から 57 日目より 6 月を経過する日というところ、ここで大きく緩和されているというところがございます。1 歳 6 ヶ月だったのが、8 週間プラス 6 月というところがございます。

それから柔軟化というのは何かということなんですが、これは非常勤職員の子が 1 歳以降の育児休業の取得の柔軟化ということでございまして、例えば、1 歳到達日以

降は夫婦交代で取得ができるということになっております。それから1歳到達日の、例えば、今までは継続して取らなければいけなかったものが、そこで空白の期間があっても取れますよというところがございます。1歳から1歳6月までの期間において、複数回の取得が可能になります。というところ、この辺が大きな取得の柔軟化というところがございます。

それからあの4点目ですけれども、待遇改善ということで、今回の育児休業の改正が行なっております。この4月の議会で、4月1日施行の条例改正もさせていただきましたが、そこの中にその非常勤さんに対する説明をなさいよと、研修をなさいよというところの改正がございました。それに基づきまして、改正の時のペーパー等は配らせて頂いておりますし、どなたにも説明ということできてないんですけども、該当の方でご相談があれば、当然ですけれども、そちらの方には新しい制度をもって、説明をさせていただくということにはさせていただいております。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 少しあの説明に対して、わたしの理解が不十分だったんで分かりにくい点がちょっとあったんですけども、柔軟化というところで、夫婦交代でできるという場合に、本村の職員さんが取得して、で夫婦交代っていうのは要するに例えば、うちの職員でない連れ合いの方が取られると、その辺が従来はむずかしかったのが、そういうやり方で結果的に空白の時期もあるよというふうな、そうニュアンスでいいのかってことを1点確認です。

それからもう1点は、先ほどのあの説明というふうな話でありましたが、本当にくだいようですけれども、非常勤職員さんが圧倒的に頭数も多いような今状況でありますので、その方に対しては、やっぱり基本的にあの諸条件のマニュアルといいますね、こういうことがあるということは、やっぱりあの何かあの書類でお渡しする方が、ご本人は相談がしやすいんじゃないかと思うので、まあこれは村長の責任でされることではありますが、あのそのようにあの感じておりますので、その辺はいかなもんでしょうか。以上です。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 前田議員のご質問にお答えします。夫婦で交代でというのは先ほど議員おっしゃったとおりで、特に同じ職場というかいうことではなくて、まあうちの勤務してる方が、その配偶者の方が、別に勤務されててもそれが取れるようになる。今までは1歳から1歳6月は同じ方が継続して取るということになってましたけども、それが途中で交代もできるということでございます。

それと、やはりそういったあのマニュアル等は、どんどん制度を改正して行きますので、また、そういった既存のパンフレットとか、そういったものも活用しながらわかりやすく説明していきたいなというふうに思ってます。以上です。

○議長（山路 有君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ないようですので以上で、あつ橋井議員。

○議員（3番 橋井 満義君） 3番、橋井です。この職員の育児休業等に関する条例の改正についてですが、この資料の5ページの末から6ページの頭について、この附則の欄に2、経過措置、この条例の施行日に、育児休業と計画書を提出した場合には、改正前の第3条第5項に係る部分に限るを、規定については従前の例によるということで、改正前の部分の効力の猶予期間を定めておる文書であります。これは10月1日から施行ということですが、今9月12日ですね、要するに今月いっぱいという間にこれを出されてる場合については、従前の場合でよろしいですよということですが、わたしが指摘しておきたいのは、この3条の5、ここで3条の第5項に関わる部分に限るということですが、この6ページの右の上の方見てください。これは、文章が一行脱落してると思うんです。ここの重要な部分の1行が多分あると思うんです。当該育児休業等計画書を任命権者に申し出るとか、そうしたものを除くという事文章が繋がってまいらないと、この3条の第5号はこの書面では成立しない読み替えになってくるとわたしは思いますが、まあ、ただ単純にこれ抜けたのかどうかはわかりませんが、この附則の2番のここが効力を発揮しないことが、この書面だけを提出されたものが生きていくと効力は発揮しない。発行できないということ、わたしは読み取るんですが、どうですかね。

要するに6ページの右の上の旧条例の1行部分が、改正前が1行欠落してるんじゃないですか。これ5ページからずっと続いて読んで下さい。文章、続きませんよ。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） ちょっと確認したいと思います。暫時休憩をお願いします。

○議長（山路 有君） 暫時休憩します。

午前9時34分 休憩

午前9時42分 再開

○議長（山路 有君） 再開します。小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 橋井議員のご質問にお答えいたします。先ほど休憩中に条例を確認させていただきましたが、現在の条例では、ここに記載しております既述のとおり書いてございます。ただし、先ほど議員の指摘いただいたところの文章の繋がりにつきまして、再度確認し、もしあの必要があれば当然改正も考えていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（3番 橋井 満義君） 先ほど小原総務課長の方から説明がありました。これはすんなり、やはり読んでいくと、その部分でなかなか読解できないということはあ

ります。しかしながら、この今回の分を出せる以前の、うちの村のですね、条例の文章自体が、そのもの自体に適切ではないと言いましょか、その部分が、解説がなかなかそこには理由がつかないというふうに、読み取れる部分がありますので、その部分については、また再度、当局の側でですね、精査をされて新たにされるということをお望みしておきます。今回の部分については、その部分をまあ説明があったとお理解をしたうえで、この本提案ということは理解しますので、わたしの読み方がいいのか悪いのかそれは別としまして、質問については以上で終わっておきます。

○議長（山路 有君） 他にございませんか。

はい、三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 一点お伺いします。あの職員を採用した時には、就業規則をあの職員に渡すようになってると思いますけれども、日吉津村役場でも、その採用された方、会計年度さん含めてですが、そういうものが渡してあるかどうか。そして普段に、そういう規則が見れる状況になっているかどうかということをお伺いしたいと思います。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 三島議員のご質問にお答えします。就業規則を直接はペーパーでお渡ししてませんけれども、就業規則に則ってということでお伝えはしてますし、それがあのパソコンの画面でいつでも見れる状態にはなっておりますので、確認はしていただいております。以上です。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） まあ、説明いただいたことは分かりますけれども、それがよく徹底はしていないんじゃないでしょうか。労働基準法では、全部採用された時にそれを渡して、説明をなさっていうことが、法が変わってそうだったと思うんですね。わたしたちの時には、何ていいますかパソコンではなくて、あの書類の冊のものだったので、ちゃんと置いといて、これいつでも見れるようにっていうことがあったと思うんですけども、会計年度さんもいつでもそのパソコンにおいて、そういうことが見られるっていうことにはなっておるっていうことですね。それを、徹底をせんといけんのじゃないかなと思いますが、どうなんでしょうか。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 三島議員のご質問にお答えします。採用時には就業規則というものじゃあないんですけども、任用通知書を出させてもらってますので、その中にその基準法でいうところの条件が網羅されていると思っております。

それとパソコンは、皆さんでご覧いただけますので、そこは大丈夫です。以上でございます。

○議長（山路 有君） よろしいですか。はい、他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で議案第 35 号の質疑を終わります。

日程第 4 議案第 37 号

○議長（山路 有君） 日程第 4、議案第 37 号令和 4 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 回）を議題とします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 5 議案第 38 号

○議長（山路 有君） 日程第 5、議案第 38 号令和 4 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 6 議案第 39 号

○議長（山路 有君） 日程第 6、議案第 39 号令和 4 年度日吉津村下水道事業会計補正予算（第 1 回）を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 7 議案第 40 号 から 日程第 10 議案第 43 号

○議長（山路 有君） 日程第 7、議案第 40 号から日程第 10、議案第 43 号までは決算の認定に関する議案であります。各議案については質疑終了後、議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、審査を付託したいと思いますので、この場は総括的、基本的な質疑にとどめていただきますようお願いいたします。

それでは日程第 7、議案第 40 号令和 3 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 8、議案第 41 号令和 3 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 9、議案第 42 号令和 3 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 10、議案第 43 号令和 3 年度日吉津村下水道事業会計利益余剰金の処分及び決算の認定についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。井藤議員。

○議員（2 番 井藤 稔君） 2 番、井藤です。確認的な内容ですけど、ちょっと説明をお願いしたいと思います。あの先ほどのえっと何号だったのでしょうか。議案第 34 号の関係のところでもあったんですけども、この下水道もあの収支の関係で。

○議長（山路 有君） 井藤議員 44 号は入ってませんが。今 43 号です。

○議員（2 番 井藤 稔君） 34 号の関連もあるんですけど、ということです。34 号の関連もあるんですけども、この関係で説明をいただいているのが、いわゆる損益勘定の留保資金の中で、収支については処理したというお話をお聞きしとるところでありますけども、これは 3 年度には出てこないんでしょうか。本年度、令和 4 年度の決算の中に出てくる数字になるんでしょうかというのが一点と、それともう一つは、何ページだったかな。決算書の中の一番下のところですね、その関連なんですけども 2 ページの一番下の、2 ページの一覧表があります、資本的収支及び支出というのがあります、その一覧表の一番下にですね、資本的収支に対して資本収入のという説明で始まって、それぞれいろいろ書いてありますけど、この中で過年度損益勘定留保資金というのがちょうど中ほどにあります。ここでの勘定処理になるんでしょうか、これもし分かればお願いしたいと思います。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 井藤議員のご質問にお答えいたします。議案 34 号との関連ということで、こちらの方経理の関係につきまして今年度の部分で、この処理が出てくるということのご質問かと思っておりますけども、未払いであった消費税の関係につきましては、過去のを払うべき未払金であったものを、今年度、過年度損益修正損という形で、令和 4 年度に会計処理の方をするという流れでございまして、過去に遡って会計を変えるというものではなく、あの今年度の決算において修正をさせていただくというものでございます。ですので、あの 2 点目の決算の関係につきましても、こちらについて 3 年度の決算ということでございますので、当年度、4 年度との部分では、こちらに影響が及ぶものではないということでございます。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（2 番 井藤稔君） 2 番、井藤です。大体分かりました。あの多分そうじゃな

かろうかなとは思ってたんですけども、それであとあの2ページの一番下の過年度損益勘定留保資金というこういうような勘定科目の中に出てくるのでしょうか。例えばあの処理結果、要は令和4年度の決算の段階ではこの後に数字が出てくるということなんでしょうか。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 井藤議員のご質問にお答えします。こちらにつきましては、すいません、ちょっと調べさせていただいて、特別委員会の方でご報告させていただければと思います。

○議長（山路 有君） 井藤議員、それでよろしいですか。そうしますと、他にございませんか。はい、三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 4番、三島です。特別委員会に入るまでに、ちょっとあの書類っていいですか、それを作っていたきたいなと思うんですけども、よその会計にはないものです。未収、未払いと預り金についての明細を出していただけるかどうか、それを出していただきたいなと思います。よろしくをお願いします。

○議長（山路 有君） これは何ですか要望ですか。今質疑ですけどね。

○議員（4番 三島 尋子君） 時間がかかると思うので、作って出していただきたいってことです。だしていただけますか。質問です。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） はい、三島議員のご質問にお答えします。こちらにつきまして、未収、未払、預り金の関係ということでございますけれども、こちらにかかるあの仕分けの関係の部分、全般で準備させていただくことは可能かと思えます。未払い消費税の関係の部分だけということなのか、あるいはあのここにかかる未収、未払い全般の部分なのかというところもあるんですけども、総勘定元帳なりに出てくる部分から、あの用意をさせていただくことは可能かなということでもよろしかったでしょうか。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） お手数かけるとは思いますけれど、出せる範囲で結構です。よろしくをお願いします。

○議長（山路 有君） 益田課長、明日あさつてが、令和3年度の下水の決算審査ですので、事前にとということですので、明日には各議員の手元にあるようお願いいたします。そのように課長の方で取りはかっていたきたいと思います。

そうしますと、他に質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

お諮りします。この際、議案第40号から議案第43号までの4件については、議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、会期中の審査に付託することにしたい

と思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 40 号から議案第 43 号まで決算審査特別委員会を設置し、これに付託し会期中の審査とすることに決定いたしました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員長に、橋井満義議員、副委員長に前田昇議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって決算審査特別委員会の委員長に橋井満義議員、副委員長に前田昇議員と決定しました。

橋井決算審査特別委員長には、4 会計の決算認定について会期中に審査していただくようお願いします。審査結果を、来年度の予算編成に反映させるために、大切と考えますのでよろしくお願いいたします。

日程第 11 議案第 44 号

○議長（山路 有君） 日程第 11、議案第 44 号日吉津村教育委員会委員の任命についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありますか。

前田議員。

○議員（7 番 前田 昇君） 7 番、前田です。2 点ほど、まず一点はですね、あのこの任期が 4 年と示されておりますが、わたしの認識不足かも知れませんが、あの教育長の任期は 3 年になったというふうに記憶しておりますが、あの他の教育委員さんのは 4 年で間違いないですねっていうことを、あのまず 1 点確認です。

それからの今回の委員さんは、あのいわゆる保護者代表という形の、あの委員の方だと思います。現役で仕事をしておられる方が多いと思うので、なかなかですね、あの人選にはあのご本人も含めて大変だったと思いますが、まあその辺りのですね、率直に保護者の代表の委員さんをお願いするにあたっての、多少ですね、あのその辺の課題っていいですかね、進め方みたいなことを少しだけ補足いただくとありがたいなと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（山路 有君） どなたが答えますか。

井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 前田議員のご質問にお答えいたします。まず、任期に関してのございですが、ご確認のとおり教育委員は 4 年、教育長は 3 年というふうに、平成 27 年の改正で決まりました。これはあの首長が議会の同意を得て任命するものですので、首長が 4 年の任期のうちに、教育委員を 3 年にして教育委員の選任ができるようにするというこの目的で、教育長が 3 年ですので、教育長が任期中に教育委員さんが変わることができるようにするという、逆ですね、教育委員の任期中に

教育長が3年ですから、それをずらすようにしてあるという意味です。ちょっと、分かりにくいですが、2点目の選考に関する課題ということでございますが、やはり、お休みを取っていただいて、月1回の定例教育委員会に参加していただくというのが一番基本ですので、それが可能かどうかということをご本人さんに確認すること。これが一番、大事なことだと思っております。その了解を得た上で、もちろんそれまでに、人物としてこの方ならというふうに確認するわけですが、その後でお休みとっていただけるかということを確認するというのが、課題となるかなというふうに思います。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） はい、ありがとうございました。確認になるかも知れませんが、教育長が3年というのは、要するに教育長の権限が大きくなるようにというニュアンスですかね。村長が指名するようになり変わりましたので、その辺も含めて教育委員さんの方が任期が長くなって、教育委員の選考にあたっての、意見を言うわけではないんですけど、あのその辺りのニュアンスかなとかないというふうな受け止めましたので、まああの確認というようなことでありますね。

それからあの先ほどの、保護者代表の委員さんですね。保護者の代表の方が他の年配のいわば年配の教育委員さんの中で、発言をしていくということについては、ある面では非常に難しさもあるかなというに、失礼ながら思っております、さらには保護者の代表だというあのスタンスを、あの何て言いますかね。まわりの人が自分達保護者の代表で出ているんだっていうことが、あのそういうふうにご本人も含めてわかるように、配慮いただいたら、まあそれこそ余計なお世話かも知れませんが、やっぱりあの他の委員さんと、また別の立場であるけれども、しっかり自由に発言をいただくというふうな形で、ご配慮いただけたらと思いますので、まあその辺のご配慮があればその辺もご答弁いただけたらというふうに思います。以上です。

○議長（山路 有君） 要望ですか。答弁あります。

○議員（7番 前田 昇君） 一応その辺の配慮についての教育長の考え方はお聞きしたいと思います。

○議長（山路 有君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 前田議員のご質問にお答えします。最初に先ほど答弁したことのわかりにくかったと思いますので、追加ですけれども、3年と4年の違いはですね、教育委員さんはひとまず置いとしまして、村長とわたしの関係で、村長が一つの任期中に、4年間中に、教育長を再任するか代えるか、それが必ずできる教育長さんにしておけばということの方が重要でございました。

教育委員さんは4年で、現時点では毎年1人ずつ任期が終了されて、継続されたり新しくということになるわけです。この度は保護者代表の委員さんのお子さんがご成人されますので、来年度成人されますので、任期が今年9月いっぱいということで、

新しい方の選任になったということでございます。

今のご質問の、保護者代表として他の委員さんの中で発言しにくいということは現時点一切ありません。教育委員は皆さんお互いを尊重して話し合いをしますので、またいろんなご意見を伺いする時にも4人ですから、4人お一人お一人の考え方を聞きしてしたりすることもございます。まったく問題ないというふうに考えております。

保護者代表のスタンスはやはり保護者ですので、直接子供たちの活動を支援するアイデア等を出していただきます。それは、とてもありがたいことだなというふうに考えております。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいですか。他にございませんか。

井藤議員。

○議員（2番 井藤稔君） 2番、井藤です。2点だけ、ちょっと教えていただきたいと思います。この教育委員さんの選考なんですけども、いわゆるなんか明示された、明らかに示されたような基準的なものはございますでしょうか。これが1点です。

それから二つ目が、村外からでも、村外居住者の方の任用も可能なんでしょうか。以上2点お聞きしたいと思います。

○議長（山路 有君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 井藤議員のご質問にお答えいたします。基準についてでございますが、こうこうこういう形という基準はございます。ここに資料がありませんので、詳しいことを申し上げることが今できませんが、必要であればちょっと資料を取ってまいります。

村外の任用に関してというのも、これも資料を基にきちんとしたお答えをしたいと思いますが、時間をいただいてもよろしいでしょうか。

○議長（山路 有君） 後からでもいいですね。〔後でいいです。〕と呼ぶ者あり〕後から資料を出していただくということをお願いしたいと思います。

○教育長（井田 博之君） 了解しました。よろしく申し上げます。

○議長（山路 有君） よろしいですか。他にございませんか。

橋井議員。

○議員（3番 橋井 満義君） はい今回令和4年10月1日から4年間ということで、任命についての提案があったわけです。先程、わたしの質問どうしようかなと思っておりまして、教育長の方から先ほど説明がありました。このまず、わたしも定かではありませんが、教育委員さん現在これ、定員といたしますか、決められてる定員があったと思いますが、何人で現在何名おられて、それで毎年1人ずつが交代をしてるということでありましたが、これ今回10月1日からなんですけども、毎年1人ずつ交代してるということなんですけども、毎年同じ時期ではないように思うんですが、これはランダムに代わって、4月であったり6月であったり、いろいろある。でもこの1人ずつ変えられたというは、何かの根拠があったんでしょうかね。その点をちょっと

と説明をお願いします。

○議長（山路 有君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 橋井議員のご質問にお答えいたします。教育委員の定員は4名でございます。それプラス教育長が加わって、5名で教育委員会を構成しているということです。それからどの時期に更新するかということでございますが、決まった時期に更新しているわけではなくて、その方の4年で終わったところが3月であったり、10月であったりです。その時期に年間通して必ず1回はありますので、4人のうち1人がどっかのすきで、4年間が終わるといっているところがございます。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（3番 橋井 満義君） ということは教育長を除き、教育委員は4名ということは、要するに村長任期と同じラウンドで回って、教育長は3年ですから、4と3の最小公倍数12年で当たる人もおられるということですよ。数学的に算術的にということで、分かりました。

それでその4名のかたがこれ任期の上限といいますか、そこは多分ないと思うんですけども、その辺の約束事とか云々なんていうの聞くとまずいですね。やめときます。まあ立派にやって下さい。以上で終わります。

○議長（山路 有君） 答弁はいいですね。はい他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ないようですので以上で、議案第44号の質疑を終わります。

ここで暫時休憩します。再開は10時15分から再開したいと思います。

午前10時05分 休憩

午前10時15分 再開

○議長（山路 有君） 再開します。ここで議事日程の追加について議会運営委員長からの報告を求めます。

加藤委員長。

○議会運営委員長（9番 加藤 修君） 議会運営委員長の加藤です。本議会前に開催を致します議会運営委員会で議事日程の追加について協議し、追加日程第1、令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第5回）を追加し、執行部からの提案をいただくことに決定いたしましたので報告を致します。以上です。

○議長（山路 有君） お諮りします。ただいま議会運営委員長から報告のあったとおり、議事日程を追加することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長報告のとおり、議事日程を追加することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩します。

午前10時20分 休憩

午前10時21分 再開

追加日程第1 議案第45号

○議長（山路 有君） 再開いたします。追加日程第1、議案第45号令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第5回）を議題とします。提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま議題となりました議案第45号令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第5回）について提案理由を御説明申し上げます。この議案は、本議会に一度提案をさせていただきましたが、歳出予算の財源内訳と給与費明細に誤りがあったため撤回したものであり、財源内訳と給与費明細を訂正し、再提案させていただくものでございます。

それでは議案第45号年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第5回）でございますが、歳入歳出それぞれ5,787万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ35億7,883万9,000円とするものでございます。

歳出の主なものからご説明を申し上げます。始めに11ページをご覧ください。第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費に469万1,000円を計上しておりますが、これは、令和2年度及び令和3年度の、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金返還金が主なものでございます。続いて12ページをご覧ください。第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費に327万6,000円の増額を計上しておりますが、これは生活困窮者等の原油高、物価高騰緊急対策による給付金280万円が主なもので、現在行なっておりますエアコン等光熱費の7,000円補助の終了後、非課税世帯を対象としてさらに1万4,000円の給付を行うものでございます。

次に14ページをご覧ください。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第2目予防費に826万1,000円の増額を計上しておりますが、これは新型コロナワクチン接種の集団接種5回目接種が決まりましたので、これにかかる経費の不足分を増額するものが主な内容でございます。

続いて15ページをご覧ください。第5款農林水産業費、第1項農業費、第3目農業振興費に652万8,000円を計上しておりますが、これは新型コロナや原油高騰等によって、農業資材、動力光熱費、肥料代が高騰しているため、水稻、大豆、白ネギ、ブロッコリー等を作っている農業者に対して、経費の高騰に対する補助を行うものでございます。続いて第6款商工費、第1項商工費、第1目商工振興費に1,200万円を計上しておりますが、これは新型コロナ対策応援金として、新型コロナや原油物価高騰

の影響などを受けている村内の法人及び個人事業者を対象として、基準を満たす場合に10万円の補助を行うものでございます。

続いて17ページをご覧ください。第11款諸支出金、第1項基金費、第1目財政調整基金費に1,008万7,000円の積み立てで調整しております。

続いて、歳入の主なものについてご説明申し上げますので8ページをご覧ください。第10款地方交付税、第1項地方交付税、第1目地方交付税では1億5,004万6,000円を計上しておりますが、これは消防費や社会福祉費等の需要額が増となったことによる普通交付税の増額でございます。次に、第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目総務費国庫補助金では、2,004万4,000円の増額を計上しておりますが、農業資材高騰に伴う補助及び商工事業を対象とした、新型コロナ対策応援金などに伴う、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額でございます。

次に9ページをご覧ください。第11款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金を1億1,136万円の減額及び、同項第3目公共施設等整備基金繰入金を6000万円の減額で調整し、第19款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金に1億1,314万円を計上しております。

10ページをご覧ください。第21款村債、第1項村債、第2目臨時財政対策債では、発行可能額が確定いたしましたので、7,289万5,000円の減額を計上しております。

以上、議案第45号の説明とさせていただきますので、よろしくご審議、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山路 有君） 以上で提案説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（9番 加藤 修君） 追加議案説明書の1ページ、議案書の14ページです。コロナワクチンの5回目は決まったということでもございました。ここの対象のところに、5歳以上の二回目接種者が対象、これは任意です。

8月の24日が始業式でした、小学校のね。小学校、保育所ともにクラスターが発生し、濃厚接触者を含め始業式の時に約50名ぐらいがお休みでした。軒並み1、2年生が、あのまあ保育所の兄弟がおられると思いますけども、関連でお休みでした。ようやく、先週の月曜日あたりから全員の顔が見えるようになりまして、そうしますと24日から2週間ぐらいになりますかね。それぐらい影響が出ます。これについてやはり、まあ大人の5回目の接種というのが決まったという、オミクロン株対応にもなりますけども、子供達への接種、これが任意ですけれどもなかなか広がっていかないというところで、国の方策なり親御さんの意識も変わってきてるんじゃないかなと、積極的に打っていただかなくてはいけないんじゃないかなというところで、課長にその辺りの説明を願いたいと思います。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 加藤議員のご質問にお答えいたします。小児ワクチ

ン接種につきましては、日吉津村でもですね、8月28日時点で18パーセント程度の摂取で推移しております。全国的にもですね、あの2割程度の摂取率ということでございまして、国の方も9月6日に承認接種の努力義務化ということで方向性が定められたところでございます。日吉津村におきましては、引き続き西部圏域でのあの広域摂取を進めてまいりますし、あと夏休みにですね、あのイオンモール日吉津さんの方で県営の接種会場が設けられまして、こちらの方も大変多くの方にあの接種をいただいたということで、引き続き接種会場が設けられる予定となっております。子どもさんの接種もですね、あのしっかり進めていきまして、今のコロナ蔓延の状況がですね、少しでも治るような方向にですね、持っていきたいというふうに考えておりますので、先ほどのご指摘のとおり、保育所、小学校等でたくさんのお休みの方が出ているような状況ございましたので、ぜひ接種の方を進めていききたいというふうに思いますし、保護者の方のご理解もいただけたらと思います。以上です。

○議長（山路 有君） 他にございませんか。前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 7番、前田です。この補正予算の予算書の中の11ページですが、総務費の中に財産管理費の委託料ということで、村有地の樹木伐採業務委託料とありますが、これはどういった箇所の業務にあの充てるものであるかということをお伺いしたいと思います。

それから16ページですね。あの公園費の中で工事請負費ってということで、海浜運動公園の芝生広場の散水工事ということで、8万7,000円っていうとそんなに多額ではありませんが、どういったあの事業の計画かということをお伺いしたいと思います。

それから17ページの図書館費役務費の中に、デジサートSSL 証明書の使用料あるいは手数料とありますが、この点について補足の説明を、あの内容についての補足の説明をお願いしたいと思います。まずその3点お願いします。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 前田議員のご質問にお答えします。村有地の樹木伐採につきましては、温泉線、旧うなばら荘のとおりですけれども、その役場線に近い所の村有地のところから道路部分に、側道部分に樹木が出ておりますので、結構そこが広範囲になっておりますので、その伐採をする予定でございます。

それから、16ページの海浜運動公園の芝生散水工事ですけれども、こちらにつきましては今、利用者の方が重たいホースを出していただいて、かなり重労働といえますか、それで状態で散水をしていただいているところがございます。その負担をちょっとでも軽減するために、スプリンクラーを購入いたしまして一定期間あのそこに置いておけば自動で散水できると、それから移動もかなり今までよりは負担が軽くなるということで、そういった備品を購入したいなというふうなことでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 井田教育長。

○**教育長（井田 博之君）** 前田議員の図書館に関するご質問にお答えいたします。日吉津図書館のホームページから、貸出履歴や貸し出しの状況を閲覧可能にするシステムを導入いたしました。しかしこのシステムが個人情報漏洩しないシステムとしてはちょっと脆弱だというご指摘が、あの総合計画の基本事業振り返りの会の中で、審議会の委員さんから、ご指摘を受けました。脆弱なのではないかということから、セキュリティの脆弱性を確保するためのシステムを導入するというこの予算でございます。現在、その新しく導入したシステムの脆弱であるという恐れのある部分は、使用できないように今しております、今こちらで、補正をお願いするシステムを入れますと、新しく導入したシステムが全て活用できるというものでございます。以上です。

○**議長（山路 有君）** 前田議員。

○**議員（7番 橋井 満義君）** はい、あの今の図書館のことですが、いわゆる他の図書館ではあのマイページっていうことですね、パスワード入れて自分の履歴とか、あるいは自分が今、借りている本のあの状況とかですね。そういったのが見えるということですが、確認ですがそういったことが本人にいわゆるあの業務外の時間でも、夜でもあのマイページで確認ができるというそういうシステムと考えていいでしょうか。よろしいですか。

○**議長（山路 有君）** 井田教育長。

○**教育長（井田 博之君）** はい、前田議員がご指摘になったように、自分の貸し出しの履歴等々、閲覧できるものだと考えております。

○**議長（山路 有君）** 前田議員。

○**議員（7番 前田 昇君）** あのすいませんちょっと、別件の質問を最後にさせていただきたいと思います。農業資材の物価高の高騰に対する事業ということで「ちょっと、ページを言ってもらおううれしいです。」と呼ぶ者あり] それで説明資料に概要書にありますので、概要書の2枚目を見ていただく方が早いと思います。

この事業につきまして、水稻の作付けしている農家ということで、要するにあの作付けした農家に水稻、大豆、ネギ、ブロッコリーと4項目あるわけですが、一つはこの4項目が転作ということもあると思います。4項目に絞った意味合いはどういったことかということと、それからこれについては農家からの申請を受けて、あの支給するということになるのか。その辺りの事務手続きの概略で結構ですので、教えていただいたらというふうに思います。

それから次のページですね、その金融支援事業ということで、ここの対象の中に5項目は上がっておりますね。そのうちの4項目目に、日吉津物産のテナントとして入居しているものっていうのがありますが、いけばですね、日吉津村が持っている新鮮市場のテナントは特に支援しますよということなんですか。そういったことが、バランスとしてどうなのか、あるいはむしろこの二つ目の法人税の均等割1号に該当する

ということで、だぶるんじゃないかなって思ったりします。新鮮市場のテナント以外でいうと、例えばイオンにあるあのお店とか、あの法人についてが落ちることがないかっていうこともすごく愚考したりしますが、その辺のところ特にこの新鮮市場のテナント加えているというふうな意図についてお答えをいただいたらなというふうに思います。以上です。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 前田議員のご質問にお答えいたします。まず、農業の関係、新型コロナ農業資材物価高騰対策事業補助金これの関連で、4品目をあげさせていただいておりますが、こちらの方の考え方と致しましては、この水稻は当然でございますが、大豆、ネギ、ブロッコリーというのは、日吉津村におきます振興作物っていうところもございまして、こういったようなところの面積、この単価につきましては増加分、物価が上がってきたところによります農業者の皆さま方が、これまでに以上に支払いをされる部分というところで、こういったような形の設計をしておりますが、こちらの方の考え方としましてはこの4品目以外のものについても、対応を取らせていただきたいということで、こちらに上げております総額の652万8,000円という枠の中で、運用を行っていきたいというふうに考えております。

この4品目につきましては、JAの方に良い提出されます営農計画書の方の面積に基づいて、支援の方をさせていただきたいというふうに考えておまして、昨年実施しました、米価下落の対応について取った際と同様に、農協さんの方から振り込みをしていただくというような考えでおりますし、その他の部分につきましては、耕作者の方からの申請をいただくというような、形の物で実施をさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

次に商工の関係でございますけれども、こちらにつきましては日吉津村の方で、本店あるいは本社を持ちの法人でありますとか、あるいは法人税の均等割の1割というような対象となります要件を持たせていただきましたけれども、まあその中でもひえづ物産のテナントというところにつきまして、日吉津でしっかり経営をしていただいているところでございますので、支援をさせていただきたいというところで、他の項目に該当しない部分が出てくる事業者の方におきましても、こちらの方のテナントとして入店していただいておりますあと事業所の方については、支援の対象とさせていただきたいということで、あげさせていただいたものでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 他に質疑ありませんか。

井藤議員。

○議員（2番 井藤 稔君） 2番、井藤です。議案の説明資料の方で質問をさせていただきたいと思います。まず最初に一応このいただいとる説明資料、3事業ありますけれども、まず新型コロナワクチン接種体制確保事業の関係です。ページ的にはこれ何ページになるんですかね。2ページの事業です。この中で、この一番右の財源内訳

のところを見ていただきたいと思います。今回の補正額、補正前の額、補正後の額それから支出負担行為済額、それから補正後の予算残額ということで、こう記載があるわけですが、もうすでに議決になつとる補正前の予算額と執行額といいますが、支出負担行為済額を見ますと、まだ半分しか執行されていないような、ちょっと数字から見ると、なつとるんですけども、これはほぼ全額国費の事業でございますので、どっちかいうとプッシュ型で、国の方から地方自治体の方に補助金をよこしてもらったという内容のものなんでしょうか。あるいはその半分も残つとるけども、執行されないのは、その約半分はあるいはもうすでに執行予定の金額なんでしょうか。これが一点でございます。

それから事業概要の6を見ていただきたいと思いますが、ここの説明書で、国からの接種について情報が不透明な部分もあり、予算や事業実施においても柔軟な対応が求められるという文章を書いておりますけど、これは具体的にはどういうことなんでしょうか。

それから二つ目の、農林水産事業の関係です。3ページになりますけども、先ほどでておりました話を、ちょっと建設産業課長の答弁を聞いておりましたら、なんか推測できそうな感じがしたんですけども、これは国の方から総額予算で、さっき出てました652万3,000円ですか、8000円ですかね。これが総額できてこれは後、自治体の方で、その枠の中で執行をしてくださいということなんでしょうか。あるいは国の方から、ある程度単価的なものが示されとって、要は国の方で単価がある程度示されてるものなんでしょうか。という点をちょっとお聞きしてみたいと思います。

から最後に4ページになりますけど、新型コロナウイルス対策金融支援事業の関係です。ここで事業の内容のところ、法人が交付対象は次のいずれかに満たす事業者とするということが書いてありまして、対法人が二つ書いてあります。それから対個人が三つ書いてある。要は合計5の対象があるわけですが、事業所数が法人が80、から個人が40ということがあります。これは1事業者について10万円交付するということ、1事業者、法人なり個人あたりに対する1事業の定額補助金ということで、10万円ということになつとるわけですが、これは法人であろうが個人であろうが、申請が前提となるんでしょうか。あるいは、あらかじめこちらの方で把握できとる対象が、把握できとるから、それに基づいて10万円という形でやれば、対象が概ね122事業所数などが120ぐらいになるんだということなんでしょうか。この辺りをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 井藤議員のご質問にお答えいたします。まず、ワクチン接種のですね、予算の方の執行状況がまだあの残額があるんじゃないかということのご指摘なんですけども、これは4回目接種の予算を計上しておりましたけども、4回目接種の方が60歳以上の高齢者の方、あるいは医療従事者、高齢者福祉施設等

に従事されている方の接種というところで、推移して参りまして、全年齢のですね、予算を、予定をしておりましたが、そこにはまだ接種が進みませんでしたので、その部分の予算として残っているという状況がございます。

今回の提案させていただいておりますのは、さらに追加接種が予定がされましたので、その不足分というところで、先を見込んでの追加とうところで計上させていただいております。

2点目のですね、柔軟な予算や事業実施についての対応ということなんですけども、こちらにつきましては、今あの国の方から示されております内容としまして、なかなかあの不透明な部分が多くてですね。例えばあのワクチンの配送のスケジュール、これもあの最近になって決まってきたようなところでして、9月中旬からはあのワクチンが本村の方にも届くようなスケジュールということが分かってまいりました。それに合わせまして、今度は接種券の発送でありますとか、集団接種の日程でありますとか、そういうところを予定していかないといけませんし、あと合わせて県とか、あとは企業さんとかのですね、あその他の接種会場もどの程度設けられるかというところでもあの対応が変わってくるようなこともございまして、まだその辺りがなかなか決まっていなくてございまして、本村としては粛々とあの準備を進めていきたいところではありますけども、なかなかあの情報が定まっていなくてございまして、でこのような書き方をさせていただいております。また、接種券の発送なんかにつきましてはシステム改修が必要なことも起こるかも分かりませんし、今のところは改修なしで行けるのではないかとこのように考えておりますけども、そのあたりのこともございまして、この柔軟な対応というようところで、記載をさせていただいているところでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 井藤議員のご質問にお答えいたします。農業の関連でございます。こちらについての、それぞれの品目ごとの単価の設定について、国が示されたものかどうかという内容だったかと思っておりますけれども、こちらの補助制度につきましては、国とか県とかそういうところが示したのではなく、村の独自でこういったような制度で組み立てさせていただいた内容でございますので国が示されたものではないというところでございます。

つづきまして、あの商工の方関係でございますけれども、こちらにつきましては申請かどうかということのご質問だったと思いますが、こちら全てをこちらの方で把握しているというものでもございませぬので、こちらについては、まだあのちょっと完全にはあの詰め切れてないところではございますが、申請の方で対応させていただくことになるのかなというふうにも考えているところです。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（2番 井藤 稔君） 2番、井藤です。あの大体分かりましたありがとうございます

ざいました。その上であのちょっとあのお聞きしたいことが一つありまして、まず新型、最初のページが2ページの事業の関係です。最近あの一部の報道内容によると、あの体内残留といいますか、そういうようなことが多少なんか言われ初めて来とるような気が致します。あのこのワクチンの体内残留がというようなことでね。変な方向にまたあの広がっていくと、あの大変なことになるんかなという気がいたしておりますけども、そのあたり行政の方で何か把握されたり、あるいは通達等が来とるというようなことはないでしょうか。これが1点です。

それから4ページの、建設産業課長の方から答弁いただいた関係ですが、まあ基本的には申請を受けということを進めていくということでしたけども、なかなかこれだけいろいろ補助金が国の方からどんどん出てきて、それをあの自治体の中で回していくということになると大変だと思うんですけども、周知方法がですね、事業者や個人に対する周知、知らせる方法がなかなか難しい部分もあるんじゃないだろうかと、まあむしろ、こちらの方で把握ができればこちらの方から、一声掛けてあげるほうがいいんじゃないかなという感じを受けますけど、その辺りはなんか工夫されるところがあればお聞きしたいと思います以上です。

○議長(山路 有君) 橋田福祉課長。

○福祉保健課長(橋田 和久君) 井藤議員のご質問にお答えいたします。現在あの方から、そのワクチンの安全性ですとか、効果でありますとか、それエビデンスにつきましては情報が来ておりますが、先程ご指摘の内容ついでに今の時点では来てないとは思っております。また今後もですね、国からの情報できちんと把握いたしまして、あの周知できるように努めて参りたいと思いますので、ご理解お願い致します。

○議長(山路 有君) 益田建設産業課長。

○建設産業課長(益田 英則君) 井藤議員のご質問にお答えします。商工の関係の、こちらについての周知の方法ということだったかと思っておりますけれども、こちらにつきましては関係団体商工会が主になりますけれども、そちらの方を通じた周知なり、あるいは直接事業者の所にでかけさせていただいたりというような、ここではイオンさんになるのかなと思っておりますけれども、そういったようなところで周知を図っていききたいというふうに思っております。周知漏れの無いような形で、今後検討していききたいというふうに考えております。

○議長(山路 有君) よろしいですか。

三島議員。

○議員(4番 三島 尋子君) 4番、三島です。4点ほどお願いします。はじめに11ページ、総務管理費の一般管理費で償還金っていうのがありますけれども、説明で令和2年度、3年度の返還金っていうことを言われたと思うんですけども、ここには還付金って書いてございますが、これはこれでよろしいのでしょうか。ちょっとここ、あの説明をお願いします。あの還付金と返還金は同じことなんでしょうか。

同じページですが徴税费委託料、電算の委託料がございますけども、これはどういう委託をされたのかということ。

それと 12 ページ、社会福祉費ですけれども、繰出金ではないです、扶助費で 280 万、これ説明いただきましたけども、申し訳ありません。ちょっと聞き逃したかなと思ってます。280 万の説明、お願いいたします。

それと、17 ページ財政調整基金で、一番下ですけれども、積立金に 1,008 万 7,000 円というのが積み立てでございますが、これは前年度繰越金の約 1 億 1,300 万っていうのが出てますが、これのうちの積立金なのかどうかということですので、それについてお願い致します。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 三島議員のご質問にお答えします。まず、この 469 万 1,000 円説明では、2 年度分と 3 年度分の返還ということで申し上げました。そこで、2 年度分につきましては、会計検査員によりですね、返還が確認されたものが 9 万 3,000 円。それと令和 3 年度につきましては、事業者支援分で使い切れなかったものがありまして、そちらが 459 万 8,000 円ということで、これはあの使い道が限定をされておりましたので、これで使えなかった分はもうお返しするということになります。

それで還付金というような表現をしておりますが、一応返還金なんです。ここの節の名前が、還付金及び還付加算金ということになっておりますので、そのまま還付金ということで表現をさせていただいております。

それと 17 ページの財政調整基金費につきましては、まああの繰越金イコールそれではないんですけども、いろいろの調整をさせて中で、だいたい横滑りでこちらの方に積ませていただいたということになります。以上でございます。

○議長（山路 有君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 三島議員の質問にお答えいたします。税務費のところ、電算委託料は何かということがございます。これは令和 5 年度に向けて、税の納付書に QR コードを付すことが、あの全国的に標準化ということの中で決まってきたおりました、その作業に対しての経費でございます、その準備の経費がわかってきたので、この度補正させていただくものでございます。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいですか。橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 三島議員のご質問にお答えをいたします。資料のすいません、12 ページになります。扶助費の 280 万の説明ということでございますけども、これは現在も行なっております、エアコン光熱費の 7000 円の補助事業、こちらの方の延長というような考え方になりますけども、非課税世帯を対象として、これは今までは 3 カ月分で 7000 円ということでしたが、6 カ月を目安にして 1 万 4,000 円 1 世帯あたり、これの 200 世帯分ということでの予算計上となっております。以上であります。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 財政調整基金の方からすみません。先ほどいろいろ調整をして、繰越金も入れたりしてっていうことでしたけれども、法律ってありますか、それによると繰越金の2分の1は積立金に当てるっていう、そういう決まりがありますよね。そのことは始めには考えないっていうことなんじゃないかな。1億1,300万っていう、それをなんかよさん見てみますと、補正予算見てますと、全体にこう振り分けていき、今まで出したものを、財政調整基金とかを全部減額をして、繰越金を充てていき、充てていき、充てていきっていうふうに、ちょっと捉えたんですけどもそういう捉え方はおかしいんじゃないかな。あと残ったものを積み立てるっていう、初めに考えていくっていうことではないでしょうか。そこをもう一度お伺いいたします。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 繰越しの2分の1は計上しなければならないことは認識はしておりますけれども、今そこを最初に充てるのではなくて、あのこのような形で、後で計上しているというやり方をしているということでございます。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいですか。他にございませんか。

橋井議員。

○議員（8番 橋井 満義君） 説明書じゃなくて予算書の15ページ、農林水産業商工土木費と、ここでは農業者トレーニングセンターに、施設の修繕が18万7,000円、それから道路維持にこの需用費で89万6,000円の、これは修繕料が多かったこれを合わせれば約100万強、それから工事請負で300万の橋梁補修工事、それから道路改良で工事請負費500万ということで、これらについての概要書の説明も何もこう分からなくて、ここはさらっととお取りぬけられたような感じがしました。

それで財源の165万円のうち、この橋梁補修工事の部分で、これは国の予算で165万が入っております。これは道路メンテナンス事業の補助金として土木費の国庫補助金が充当されて、これは半分、2分の1じゃないかなと思いますが、まずお伺いしたいことはトレセンの施設修繕、それから道路維持の施設修繕、これらの修繕はどこで、どれだけどこをやるのかという部分の詳細、それから工事請負費の橋梁補修工事は、これは宮川線かな、ふれあい道路のことかなと思いますがどこか。

それと道路改良工事の500万、これはどこをどのように改良するのか、以上の詳細説明をしていただきたいと思っております。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 橋井議員のご質問にお答えします。農林水産業費の、農業者トレーニングセンター運営費の施設修繕料でございます。18万7,000円ですが、こちらは、農業者トレーニングセンターの、ロビー研修室のエアコンの室外機の修繕ということで、8万5,000円の消費税掛ける2台ということでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 橋井議員ご質問にお答えいたします。まず、道路維持費の需用費の関係、施設修繕料でございますけれども、こちらにつきましては、道路の陥没の修繕費用ということで、増額の方を計上させていただいているところでございますが、今後想定されますところの修繕箇所が4つございまして、それが1カ所あたりが30万というようなところでございます。そのうちこれまで当初予算で組まさせていただいた部分の、残額を差し引いたところで89万6,000円という補正をあげさせていただいたところでございます。

工事請負費橋梁補修工事でございますけれども、こちらにつきましては村道2号線の海川排水路橋の補強工事につきまして、今年度実施を計画しているところでございましたが、工事に係る部材との関係の値上がり等もございまして、そういった中で300万円の増額の補正を組まさせていただきました。そして道路新設改良工事の工事請負費でございますけれども、こちらにつきましては役場前交差点改良工事についてでございますが、表層部分のアスファルトの厚みが、5センチということで計算をしておりましたところでございますが、実際には20センチの厚みがあったということで、掘削あるいは処分にかかる経費が同額が見込まれるというところ、そして交通安全施設の一部撤去あるいは仮置きについての費用、そういったものが発生したことによりまして、500万円の増額を補正させていただいたところでございます。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（3番 橋井 満義君） 分かりました。トレセンの18万7,000円はロビーエアコンの室外機の2台分、それから道路の維持修繕費は、道路陥没4カ所概ね30万円の4カ所と、それから橋梁工事の部分については、2号線海川排水路、ということはイオンの北側から海川排水路を通る東側ですね。あそこ佐陀の方から、あそこを通過して来られる車というのは、もう膨大な量ですから、あそこは橋梁の負担分は相当かなというふうに見ております。まあいずれ、あぶないなというふうに思っておりますし、まあそれは適正な判断であるかなというふうに思います。

それからですね、この500万円の、要するに村道役場線、今改良工事やっておりますが、あれは現在東側の部分の道路を拡張をし、それでまずこちらを片づけといて、それが終わってから今度は西側の歩道、九里内科さんですか、九里医院さんですか、あちらの歩道を修繕していくということになってます。

それで先ほど言われたように、当初5センチの路盤であったけどもが、めくってみたら20センチあったということですね。それでこのわたしにね、20センチ路盤があるというのは、というのはね、なんでこれを聞いとるかという、これ元々が県道だったんですよね。県道がイオンの前の、イオンの東館、西館のところになりかえになりましたよね。役場前ズボンといって431にあたって、それとも元々はまっすぐ海まで、海というか、うなばら荘まで行ってた。ところが、それから今度はイオンのあそこの部分が開通して道路拡張になってきてから、役場からずっと行って431まで行

きました。それから 431 でカットされて、イオンの西館、東館のところからズボンとうなばら線のところまでが、県道日吉津伯耆大山停車場線かな、に変わったはずですよ。ですからその前の県道仕様になってたかなと思いますが、それで県道の仕様で、20 センチという路盤設計ってありましたけ、技術基準で、路盤で 200 っていったらこれ、国道なみと言ったらいけませんけれども、県道の設計基準って路盤は、要するに路盤圧とってね、これ一緒に、一緒くたになんてちょっと表現が悪い。要するにアスファルト、合材部分、それから下の砕石層、併せて 200 ということなのか、路盤のアスファルト層が 200 なんてとんでもない層ですよ。飛行場の層みたいなもんですよ。その辺はどう理解されとるんですか。

それで設計段階の時に、これコンサルタントはどのようにこれ理解してこの図面引いたんですか。その辺、どう理解されとります。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 橋井議員のご質問にお答えいたします。確定的な話で申し上げることができませんけれども、ちょっと推測の範囲でお話をさせていただければと思いますけれども、あの過去にうなばら荘に天皇陛下が来られたという経緯がある中で、そういった際の安全性というところの配慮により、そちらの道路の方、従来よりも補強がなされているのではないかというようなところも、あの推測をされるところでありますけれども、これがあの、実際にそうだったかどうかというところまでは調べきれはございません。

それとあとあの設計についてございましたけれども、そちらについても同様でございまして、あの 5 センチというところを出していただいたところの、費用についてを計上させていただいておったものでございまして、それが設計の時点で分かっておれば、今回の補正というようなことにはならなかったのかなというふうには思っているところです。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員も 3 回目になっちゃう。路盤も含めて 20 センチなのか、アスファルトだけで 20 センチだったのか、その辺も今質疑出てますのでそのあたりはどうだったのか。

○建設産業課長（益田 英則君） 表層部分ということでございますので、下層、上層の部分については、あの含まれない。表層の部分について、アスファルトの厚みが 20 センチということでございます。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（3 番 橋井 満義君） アスファルトの表層部分で 200 というのわたしたまげましたけども、ま、天皇陛下来られたにしても、アスファルトで表層で 200 というのは聞いたことないですよ。

いやそれでね、なぜこんなことを言うかいうとね、わたし負担金の 300 万の 500 万というのがね、つかみ数字が入るとるからなんですよ。つかみ数字というのは、こと

ばの表現があまり良くないかも知れません。でも、これは、積算的根拠が明確に示されていない数字だからわたしは今こうって言うてるわけですよ。

総延長距離がなんぼあって、何メートルめくれば何立米って、こうこうこうという積算の根拠は出るはずなのに、約 500 万円ですから 500 万円より安く上がればいいだろうという、だろう予算をつけてくるというのは、わたしはダメだよということここでは申し上げたいから、こんなこと言うてるんです。

まあもう一度ですね、もう最後になりますからこれ多分質問してもお答えになられるかどうかわかりません。あの担当課としてね、村道の舗装の道路路盤の設計基準、県道の設計基準、国道の設計基準というのは、仕様書でちゃんと調べればわかります。それで 200 の路盤というのは、わたしこれで 21 センチあるんです。これがアスファルトの層というのは、とんでもないでしょ。これにさらに、採石層がロードローラーで転圧かけて来るんですよ。50 センチからの層いったらね、もう飛行場とは言いませんいませんけども、まあそれは 200 の層というのは、わたしは誤りであるというのを期待しときますけども、もう一度再度ね、今度はこれかかる業者さんとの話もあるでしょうから、きちっとやって、適正な受注、多分これあのなんだ、随契でやられたり、うんぬんするんじゃないかなと思うけど、適正な発注なり云々をわたしは勤めていただきたいと思います。まあそれに対してどのようにやっていくかという、担当課の意気込みといいますかね、その姿勢をお伺いして終わりたいと思います。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 橋井議員のご質問にお答えを致します。おっしゃるとおり、その 20 センチっていうのが基準というのがあるかないかっていうようなところも含めて、今後、発注をさせていただくにあたって、適正な形で発注をかけさせていただきたいなというふうに思うところがございますし、またあのこの 20 センチが過去にオーバーレイの関係で、ずっと表層を直してきた部分での積み重ねによって、そういったような現在数値になったっていうのところも、まあ推測の部分ではありますけども、考えられるかなというふうに思っております。そういったようなところも含めまして、発注に際しましては十分に適正な形で行わさせていただきたいというふうに考えます。以上です。

○議長（山路 有君） これはその業者と、きちんとした見積りなんなり出れば、議会には示す考えなわけでしょうか。これ二つ合わせれば 800 万ということで、今一つわたしも聞いてて、どうかなと、今質問者の立場を考えれば対応したいということでは答弁されてますけども、きちんとした数字が出れば、逆に議会の方には示してもらえるものでしょうか。

ちよつとあの、わたしが質疑しちよつともいけませんので、あのぜひ、そのあたりきちんとした数字が出たら、せつかく今質疑でこういうものは出てますので、後日、業者と数字が出たら、議会の方には示して下さい。

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で議案第 45 号の質疑を終わります

○議長（山路 有君） これで本日の議事日程は全部終了いたしました。なお、次回の本会議は 9 月 22 日木曜日、午後 1 時 30 分から討論採決を行いますので議場にご参集下さい。本日はこれをもって散会致します。ご苦労様でした。

午前 11 時 25 分 散会